

令和3年度事業報告書

特定非営利活動法人 アニマルクラブ石巻

事業の成果

令和3年9月の動物愛護週間に、『動物達からの絵手紙～昨日、今日、明日へ』という画集を出版しました。アニマルクラブで生活している子、ここで一生を終えた子、里親さん宅に行った子をボランティアが描き、それぞれのストーリーを紹介しています。活動を支援してくださっている方々に送付したり、仙台市と石巻市の書店や雑貨店で、1000円で販売してもらっています。

その収益は全額、野良猫の不妊手術の助成金に充てています。県獣医師会会員の動物病院でなければ受けられない県からの助成金をもらえるように、アニマルクラブ石巻の不妊予防センターも年間5万円の賛助会員会費を支払うことで、宮城県獣医師会の仲間に加えていただいて、令和3年度まで3年間は、不妊予防センターでの手術にも支給を受けていました。

しかし、この助成金は、手術前に申請することが決まりになっています。触れない野良猫は、前夜～当日の朝にならないと捕獲器に入るかどうか分かりません。入らなかつたら、来週以降に手術する予定の猫の中から、連れて来れそうな子を穴埋めに入れて、今回捕まらなかった子が手術を受けられる日を翌週以降に確保する～という不妊予防センターのやり方にはそぐわず、度々申請書を遅れて提出することを注意されました。しかし、改めることは無理だったので、賛助会員を辞めました。令和4年度からは、県からの助成金はなしになったために、自分達で作る取り組みでした。

アニマルクラブは無給のボランティア活動なので、仕事もしなくてはなりませんし、家にも猫や犬を大勢抱えているメンバーも多いので、相談事などはホームページにメールで送ってもらうことにしています。しかし、高齢者など、週に1度開院する不妊予防センター待合室に置いてある留守番電話に、切々と訴えるしか術がない人達もいます。

近年、「野良猫のことを保健所に相談したら、法律が変わったから引き取れない、餌をやらなくて、放っておいてと言われた」という伝言を何度も聞きました。

2019年の動物の愛護及び管理に関する法律等の一部改正前は、引取義務の明記のみであったのが、改正によって、①周辺的生活環境が損なわれる事態が生じる恐れがないと認められる場合や、②引き取りを求める相当な事由がないと認められる場合は拒否できることが明記されるようになったことを、保健所は《原則拒否》と認識しているのでしょうか？

確かに、環境省は『引取り以外の方法による生活環境被害の防止や引取後の個体の取扱いなどについて、地域の実情に応じて対応を考慮されたい。』と通知してもいますが、それは引き取って殺処分するより、動物の命や愛護精神に配慮した対策を実施すべきということだと思います。そして、それは行政と地域住民のコミュニケーションなしには実現しないことだと思います。何の方策も立てずに引き取りを拒否するだけでは、町中に不幸な野良猫が増えます。そして、見かねて救済しようとした人は、全てを負担しなければならないのが現状です。

市民の地域猫活動だの、動物保護団体の出番などとマスコミが盛り立てても…出せる力には限りがあります。行政が、野良猫を増やさない対策と、助けを必要としている動物に救いの手を差し伸べた人を援助する手立てを構築しないことには、景色は変わらないと思います。

私は中学生の時に、「野良猫は日本に居る《町の難民》だ」と感じて活動を始めました。もう 50 年近く、できる努力を続けてきました。不幸になる命を生ませないために、平成 20 年 4 月、不妊手術とワクチンの普及をメインにした NPO の動物病院を開設しました。カルテは令和 4 年 3 月末時点で 6684 枚になりましたが、町に野良猫は増え続けています。

改革は進まぬ一方で私達の方が体力も資金も尽きてきて、活動できるのもあとわずかになりました。残された期間は、行政への働きかけ、合同の企画の実施を心がけて、制度として、形にしていきたいと願っています。